

情報提供

那医発第 397 号
令和 8 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「産業保健関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 866 号

令 和 8 年 8 月 28 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城 研太郎

（公印省略）

産業保健関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より産業保健関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、令和 8 年 10 月 1 日に施行又は適用される労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について、「個人ばく露測定」を正式に「作業環境測定」の一部として位置づけ、また、当該測定を行う作業場については、作業環境測定士による作業環境測定の実施が必要となる旨をお知らせするものです。
- ② については、化学物質の譲渡や取り扱いに関する SDS の標準的なフォーマットを活用した電子的情報交換における当該フォーマット活用のための自社システム改修および導入において、必要な費用の一部を補助する事業が令和 8 年度も引き続き実施されている旨をお知らせするものです。
- ③ については、令和 10 年 4 月 1 日より施行される労働者 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの実施について、実施者・実施事務従事者を選任できない事業場向けのサービス（有償）が令和 8 年 6 月より中央労働災害防止協会により開始された旨をお知らせするものです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送年月日	文書名
①	日医発第 933 号 (健 I)	R8.8.13	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について（個人ばく露測定等関係）
②	日医発第 934 号 (健 I)	R8.8.13	令和 8 年度 SDS 電子化補助金事業の実施について
③	日医発第 992 号 (健 I)	R8.8.19	小規模事業場向け中災防ストレスチェックサービスの開始について

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp